

小児がんに対する重粒子線治療への公的医療保険適用を求める意見書

重粒子線治療は、日本が世界に先駆けて実運用に成功した治療法として、世界をリードする治療技術の一つである。

しかしながら、重粒子線治療は、公的医療保険の適用はなく、自費負担で治療を行う場合には、小児がん患者の家族は高額な医療費負担をしなければならないのが現状である。

よって、政府においては、こうした状況を踏まえ、重粒子線治療の普及を図り、小児がん患者の経済的負担を軽減するために、小児がんに対する重粒子線治療への公的医療保険を早期に適用されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月24日

内閣総理大臣
総務大臣 殿
厚生労働大臣

座間市議会議長 京 免 康 彦